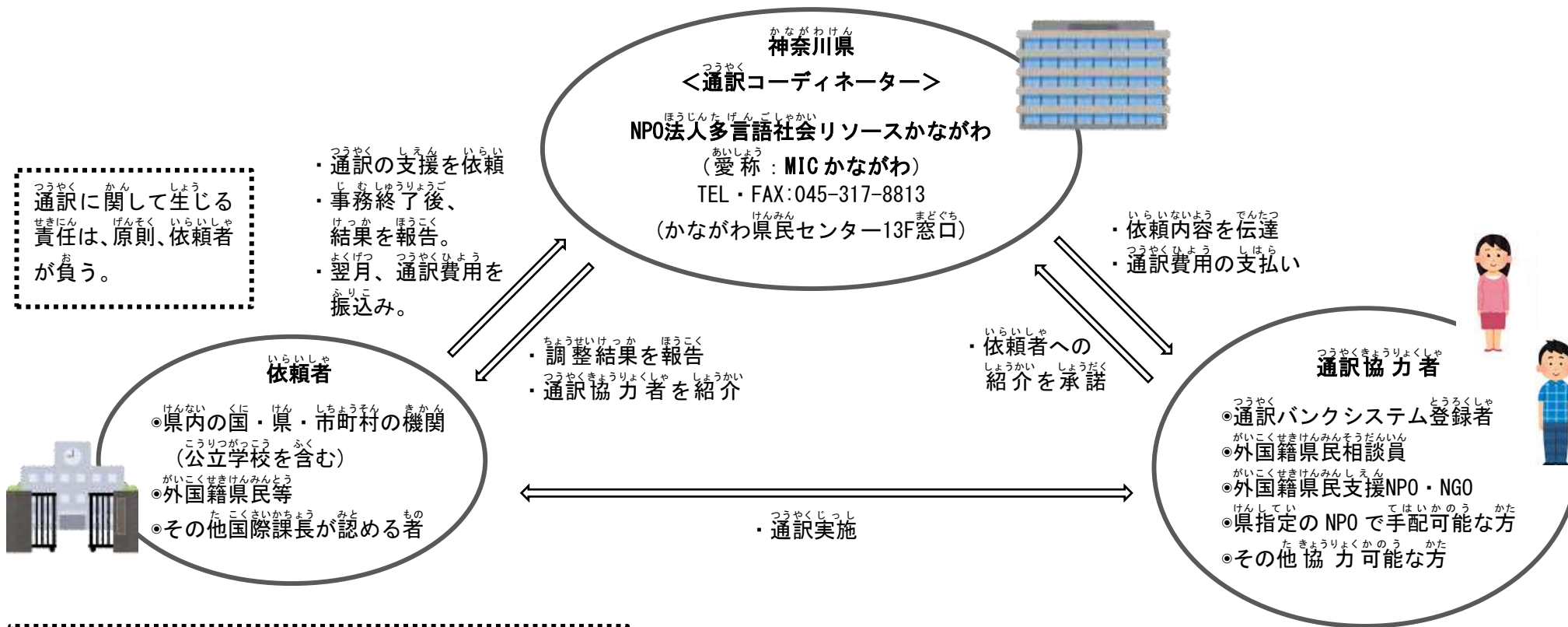


いっばんつうやくしえんじぎょう
かながわ一般通訳支援事業について



通訳に関して生じる責任は、原則、依頼者が負う。

—支援範囲—

- 外国籍県民に対する公的サービスの提供

例) 業務説明、相談、申請受理等の対応

- ・ 保健所等での各種検診、健康相談
- ・ 公立学校での保護者面談

- 災害時における被災外国籍県民支援
- 短期滞在外国人のための緊急対応 など

—支援対象外—

- 法律行為にかかわるもの (軽易なものは除く)
- 生命・健康に重大な影響を与える診療行為

- 依頼者は、費用として1回3時間あたり3,240円をMICかながわを通して通訳協力者に支払う。
- ただし、実費負担が3千円を超える場合等には、別に定めることも可能

県・市町村機関等に外国籍県民が来庁
 県・市町村機関等が外国籍県民を訪問
 その他外国籍県民支援にかかわること

